

警備業法施行令の一部を改正する政令案参照条文

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）（抄）

（書面の交付）

第十九条 警備業者は、警備業務の依頼者と警備業務を行う契約を締結しようとするときは、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、当該契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 警備業者は、警備業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該警備業務の依頼者に交付しなければならない。

一 警備業務の内容として内閣府令で定める事項

二 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額

三 前号の金銭の支払の時期及び方法

四 警備業務を行う期間

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 警備業者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該警備業務の依頼者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該警備業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（検定）

第二十三条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

2 前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4～6 （略）

（登録の更新）

第二十七条 第二十三条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(検定に係る手数料)

第五十二条 都道府県は、第二十三条第一項の検定に係る手数料の徴収については、政令で定める者から、実費の範囲内において、警備業務の種別に応じ、当該事務の特性を勘案して政令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(方面公安委員会への権限の委任)

第五十三条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

警備業法施行令(昭和五十七年政令第三百八号)

(法第十六条の三の政令で定める者及び額)

第一条 警備業法(以下「法」という。)(第十六条の三の政令で定める者は、法第十一条の二の検定(以下この条において単に「検定」という。))を受けようとする者とし、同条の政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる警備業務の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

警 備 業 務 の 種 別	政 令 で 定 め る 額
一 法第二条第一項第一号又は第三号に該当する警備業務であつて、国家公安委員会規則で定めるもの	二万三千元
二 第一号に掲げる警備業務以外の警備業務	二万二千元

備考 検定を受けようとする者が検定に必要な試験を免除される者である場合にあつては、法第十六条の三の政令で定める額は、九千七百円とする。

(権限の委任)

第二条 法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 法第十条第一項の規定による護身用具の携帯の禁止又は制限の定めに関する事務

二 法第十一条の二に規定する検定に関する事務

三 法第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習に関する事務

四 法第十一条の六第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習に関する事務

五 法第十一条の七の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の適正配置に関する基準の定めに関する事務

2 前項の規定により方面公安委員会が行う処分に係る聴聞を行うに当たつては、道公安委員会が定める手続に従ふものとする。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務		手数料を徴収する事務	金額
一〇百（略）			
百一 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第四条、第四条の二第二項及び第五項、第四条の四第一項並びに第六条第三項の規定に基づく警備業の認定に関する事務	1 警備業法第四条の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査	二万三千元	
	2 警備業法第四条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付	二千百円	
	3 警備業法第四条の四第一項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査	二万三千元	
	4 警備業法第六条第三項の規定に基づく認定証の書換え	二千二百円	
百二 警備業法第十一条の三第二項、第四項及び第五項の規定に基づく警備員指導教育責任者に関する事務	1 警備業法第十一条の三第二項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請に対する審査	九千八百円	
	2 警備業法第十一条の三第二項第一号の規定に基づく警備員指導教育責任者講習	三万七千元	
	3 警備業法第十一条の三第四項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	二千百円	
	4 警備業法第十一条の三第五項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の再交付	千九百円	
百三 警備業法第十一条の六第二項並びに同条第三項において準用する同法第十一条の三第四項及び第五項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務	1 警備業法第十一条の六第二項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付の申請に対する審査	九千八百円	
	2 警備業法第十一条の六第二項第一号の規定に基づく機械警備業務管理者講習	三万八千円	
	3 警備業法第十一条の六第三項において準用する同法第十一	二千百円	

	<p>条の三第四項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え</p> <p>4 警備業法第十一条の六第三項において準用する同法第十一条の三第五項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付</p>	<p>千九百円</p>
<p>百四〇百八（略）</p>		
<p>備考</p> <p>一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>		